

## 消防水利指定承諾書

年 月 日	
(あて先) 久御山町消防長	
届出者住所	
氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>	
電 話	
設 置 場 所	
種 別	防 火 水 槽 ・ 貯 水 槽 ・ 受 水 槽 ・ そ の 他 (            )
※ 型 式	
水 量	m <sup>3</sup>
承 認 期 間	自                    年            月            日 至            存 続 期 間 中
承 諾 上 の 条 件	消防法第21条に定める一切の理由を承知の上、前記のとおり消防水利として指定されることを承諾する。 ただし、自然現象による状態の変更の責は追わない。
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

※ 二次製品使用の場合に記入

[参 考]

「消防法第21条」

消防長又は消防署長は、池、泉水、井戸、水そうその他消防の用に供し得る水利についてその所有者、管理者又は占有者の承諾を得て、これを消防水利に指定して常時使用可能な状態に置くことができる。

前項の水利を変更し、撤去し、又は使用不能の状態に置こうとする者は、予め所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。